

5 特記事項

(1) 本計画で想定する地震・津波

静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書では、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定対象としている。本計画では、その内、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震－東側ケース）を想定対象とした。

表 5.1 静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書で想定の対象とする二つのレベルの地震・津波

| 区 分 | 内 容 | 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 | 相模トラフ沿いで発生する地震 |
|------------|---|---------------------------------|----------------|
| レベル1の地震・津波 | 本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 | 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 | 大正型関東地震 |
| レベル2の地震・津波 | 内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 | 元禄型関東地震 |

(2) 相模トラフ沿いで発生する「元禄型関東地震」への対応

平成27年1月に静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書の追加資料として、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定報告書」が公表された。

当該報告書では、レベル2の想定対象地震として、相模トラフ沿いで発生する海溝型地震の「元禄型関東地震（モントマグニチュード Mw8.5）」が位置づけされており、「元禄型関東地震」による災害廃棄物発生想定量は、本計画で対象とするレベル2の「南海トラフ巨大地震－東側ケース」における災害廃棄物発生想定量をはるかに上回り、災害廃棄物の仮置場も相当な面積が必要になる。

静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書に基づく「元禄型関東地震」による本市の災害廃棄物発生量を表5.2に、発生量に基づき南海トラフ巨大地震－東側ケースの場合と同様に算定した仮置場の必要面積を表5.3に示す。

表 5.2 災害廃棄物発生想定量

| 被害想定 | 災害廃棄物等発生量（千トン） | | | 災害廃棄物等発生量（千㎡） | | |
|-----------------|----------------|-------|-----|---------------|-------|-----|
| | 災害廃棄物 | 津波堆積物 | 計 | 災害廃棄物 | 津波堆積物 | 計 |
| レベル2 元禄型関東地震 | 315 | — | 315 | 283 | — | 283 |

※ 三島市は、津波堆積物は無い。

表 5.3 仮置場必要面積

| 地震規模 | 仮置場 | 一次仮置場 | | 二次仮置場 | |
|-----------------|--------------|---------|---------|--------|--------|
| | | 可燃物 | 不燃物 | 可燃物 | 不燃物 |
| レベル2 元禄型関東地震 | 災害廃棄物発生量（トン） | 56,700 | 258,300 | 47,250 | 91,350 |
| | 仮置場必要面積（㎡） | 56,700 | 93,927 | 47,250 | 33,218 |
| | | 150,627 | | 80,468 | |
| | | 231,095 | | | |

国の地震調査委員会（2014）において、元禄型関東地震相当又はそれ以上の地震は、平均発生間隔が2,300年程度であり、今後30年以内に発生する確率はほぼ0%としている。また、内閣府においては、元禄型関東地震規模の直近の地震が300年前に発生しているため、防災対策の検討対象としないとの考え方を示している。

これらのことを踏まえ、「元禄型関東地震」は、「三島市地域防災計画」や「県計画」と整合を図り、本計画の対象としないが、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」の追加資料「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定報告書」においては、より厳しい想定結果に対応できるような検討の必要性が言及されていることから、「元禄型関東地震」に対する対策は今後の検討課題とする。

(3) 本計画の想定を下回る災害への対応

本計画で想定する地震は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震（南海トラフ巨大地震－東側ケース）だが、想定を下回る災害が発生した場合においても、多量の災害廃棄物の発生や指定避難所の開設等により、平常時の体制では適正なごみ処理ができないと判断した場合は、本計画に準じた方法で災害廃棄物の処理を実施していく。

(4) 一般廃棄物処理手数料

本市の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、通常、一般廃棄物を排出者本人が市の一般廃棄物処理施設まで運搬して市が行う処分により処理する場合及び粗大ごみを市が収集して市が行う処分により処理する場合は、処理手数料の納付が必要であるが、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害によ

り生じた廃棄物を処理する場合は、当該手数料の全額を減免することができる旨規定されている。

その際には、市長に対して減免申請書等の書類の提出が必要になるが、大規模災害時には、一般廃棄物処理施設に大量の災害廃棄物の搬入が予想され、迅速な対応が必要になることから、便乗ごみ搬入の取り締まりを厳格に行う中で、書類の提出については柔軟な対応が必要である。

(5) 集積所のルール違反ごみへの対応

平常時のごみ集積所からの収集は、市が定める分別ルールに沿った厳格な方法で行っているが、大規模災害時等の非常時は、大量の廃棄物が集積所に排出されると想定される。それらは迅速に処理する必要があることから、処理施設上、当該廃棄物の処理が困難な場合を除き、ルール違反ごみの収集に関しては柔軟な対応が必要である。

(6) 災害時に新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合の廃棄物の処理

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」においては、「ゴミ袋等に入れ、封をして排出するなど、通常のインフルエンザの感染に伴い家庭等から排出される廃棄物と同様の取扱い方法で適正に処理されれば、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられる。」としている。他者との接触に加え、廃棄物の取扱いについても、適正な処理がなされていない場合には一定のリスクがあると考えられる点に留意が必要である。

なお、収集・受入作業等での感染予防策を講ずるほか、「ごみは、しっかり封をし、飛散防止を十分に行い、作業後しっかり手を洗う」等、市民への広報が必要になる。

(7) 計画の見直し

本計画は、災害時の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

国の災害廃棄物対策指針では、「地方公共団体は（中略）災害廃棄処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」としている。

大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は常に変化しており、被災後の復旧や復興を速やかに進めるには、本計画の実効性を確保しておくことが必要である。

よって、三島市地域防災計画や県計画、被害想定が見直された場合等、状況の変化に合わせ、随時、見直しを行っていくこととする。

(8) 災害廃棄物等の処理に係る時系列

| | 災害応急対応 | | | 災害復旧・復興 |
|------------------------|--|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| | 発災～3日程度 | ～3週間程度 | 後半 | 3カ月～ |
| 組織体制・広報等 | 組織体制・指揮命令系統の確立 | | 災害廃棄物等の処理状況に応じ見直し | |
| | 災害廃棄物等処理主体の検討、人的・物的支援の要請 | | 災害廃棄物等の処理状況に応じ見直し | |
| | 自衛隊・警察・消防等との連携 | | | |
| | 相談窓口の設置 | 開設期間は復旧・復興状況により判断 | | |
| | 市民等への広報 | 同報無線・FM・ホームページ・広報みしま・新聞・避難所の掲示板等による | | |
| | 事業費の管理 | 適正な処理事業費の執行、国への補助金申請 | | |
| し尿の処理 | 仮設トイレ等の設置 | 適正管理、消毒剤・消臭剤等の供給、使用方法等の指導・啓発 | | 避難所閉鎖等に伴い撤去 |
| | し尿処理施設等の被害状況把握 | 施設に被害があった場合はその復旧（補修・稼働） | | |
| | し尿の収集・運搬・処理体制の確保 | 処理状況に応じ適宜見直し | | |
| | 関係機関への協力要請 | 処理状況に応じ協力要請範囲の見直し | | |
| 生活ごみの処理 (避難所・在宅避難者) | ごみ処理施設の被害状況把握 | 施設に被害があった場合はその復旧（補修・稼働） | | |
| | 家庭ごみ・避難所ごみの収集・運搬・処理 | 処理状況に応じ適宜方法の見直し | | |
| | 病原体の発生抑制 | 集積所への殺虫剤や消石灰の散布等 | | |
| | 関係機関への協力要請 | 処理状況に応じ協力要請範囲の見直し | | |
| 災害廃棄物処理 事業の実施 | 被害状況の把握、災害廃棄物発生量、処理可能量の推計 | | 災害廃棄物処理見込量の見直し | |
| | 【処理方法】 3Rの観点から、一次仮置場、やむを得ず実施できない場合は二次仮置場でリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量を少なくすることを基本とする。 | | | |
| | 仮置場の必要面積の算定 仮置場の確保 | | 災害廃棄物処理実行計画の策定 (処理フロー、処理スケジュール) | 事業の実施、進捗状況管理、計画の適宜見直し |
| | 仮置場の設置、管理、運営 | | 適正管理・運営 | 仮置場の復旧・撤去 (土壌調査) |
| | 収集運搬体制の整備・実施 | | 適正管理・運営 | 分別の徹底 土壌汚染対策 便乗ごみ対策 |
| | 道路上の災害廃棄物の撤去 | 通行障害となっている廃棄物の優先撤去、自衛隊・警察・消防との連携 | 道路の復旧状況や仮置場の位置等により適宜見直し | |
| | 有害物・危険物の指導・処分 | | 他の災害廃棄物に対し優先的に撤去 | |
| | 倒壊の危険がある損壊家屋等の解体・撤去 | | 他の災害廃棄物に対し優先的に解体・撤去 | |
| | 被災自動車等の撤去 | | 所有者の引き取り意思がある場合は所有者に引き渡し | |
| | | | 思い出の品等の集収・保管・返却 | 所有者不明な貴重品は警察へ |
| | 環境モニタリング等の環境対策の実施（廃棄物処理施設、建物解体現場、仮置場等） | | | 処理の進捗状況に応じ、 調査項目の追加または削除 |
| | 最終処分受入先の確保（広域処理（外部搬出）の手続き） ※外部搬出先が決まらない場合は既存施設で埋立て | | | 最終処分の実施 |
| | 関係機関への協力要請 | 処理状況に応じ協力要請範囲の見直し | | |

